

### 3. 中小企業技術基盤強化税制(上乗せ措置)の延長

経済活力の源泉であり、新事業・雇用創出の担い手である中小企業が経済・社会のニーズに即応した技術革新を図ることは不可欠。今後とも、我が国製造業を支えるものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発をはじめとする中小企業の研究開発への積極的な取組を支援するため、中小企業の試験研究費に対する税額控除割合の上乗せ措置を延長する(現行:試験研究費の15%を税額控除(12%は恒久措置、上乗せ分3%が時限措置))。

### 4. その他の中小企業関係税制措置

- (1) 中小企業組合の信頼性の向上等のための中小企業等協同組合法の改正に伴い、引き続き所要の措置を講じる。
- (2) まちづくり3法の見直しに伴い、空き店舗対策を強化するため小規模宅地への相続税課税の適用等について所要の措置を講じる。
- (3) 中心市街地において、中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた商店街振興組合等が行う商業施設等の整備を促進するため、商業施設等の特別償却(8%又は12%)制度の適用期限を延長する。
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一定の政策目的に合致した工場等の移転等に対して、譲渡益課税の繰延べを認める買換え特例制度(圧縮記帳による損金算入制度(圧縮限度額80%))の適用期限を延長する。
- (5) 課税上の運用の明確化のため、その実態等を踏まえつつ、交際費等の範囲の明確化について所要の措置を講じる。
- (6) 事業形態による課税の不公平解消のため、個人事業主の報酬について勤労性に配慮した所要の措置を講じる。